⑷　工事内容　下記の内容を構成する低濃度脱硝設備の新設工事
①　低濃度脱硝装置　一式
②　電気集塵機　一式
③　データ計測設備　一式
④　データ管理システム　一式
⑤　総合試運転調整　一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成29年３月10日まで
⑹　その他
①　本工事は、競争参加資格確認申請により資格が確認された競争参加希望者のうち、技術提案書及び工事費内訳書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と交渉を行い、それらの内容を総合的に評価して２次審査を受ける技術提案者を選定し、次に詳細工事費内訳書を受け付け、交渉を行った後、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する総合評価方式を併用した技術提案価格交渉方式（複数者交渉タイプ）の適用工事である。
②　技術提案の範囲は、工事目的物の性能、系統及び設置空間の変更を伴わない範囲とする。

２　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における「機械器具設置工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「機械器具設置工事」に係る競争参加資格の再認定）を受けた単体又は２者で構成された共同企業体であること。
⑶　平成16年度以降に、単体又は共同企業体として、道路トンネルの低濃度脱硝装置の完工した実績及び道路トンネルの電気集塵機を完工した実績、又は道路トンネルの低濃度脱硝装置の実験実績及び道路トンネルの電気集塵機を完工した実績を有すること。ただし、次に掲げる①又は②の要件を満たすものに限る。なお、低濃度脱硝装置及び電気集塵機の実績は、自ら製作及び調整し、あわせて据え付けた工事であること。また、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
①　単体及び共同企業体の代表者となる構成員については、次に掲げるいずれかの完工した実績又は実験実績を有すること。
ア　道路トンネルの低濃度脱硝装置を完工した実績。なお、首都高速道路株式会社が発注した工事以外の工事を完工した実績とする場合は、低濃度脱硝設備として年間を通じて5,000時間以上の運用実績を有するものとする。
イ　実際の道路トンネル内交通から排出されたガス（以下「実ガス」という。）による年間を通じて5,000時間以上の実験実績（国土交通省が平成８年度から行った「道路トンネルに係る低濃度脱硝技術に関する新たなパイロットスケール実験」の実験実績でも可とする。）。
②　共同企業体の代表者以外の構成員については、次に掲げる完工した実績を有すること。
・道路トンネルの電気集塵機を完工した実績。
⑷　現場代理人及び次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成27年６月１日（月）を予定している。
①　主任技術者は、次のいずれかの要件を満たすこと。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項に規定する技術者のうち、機械器具設置工事業に係わる技術者で、かつ、２年以上指導監督的な実務の経験を有する者
イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械」とする者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（機械部門）」という。）
ウ　イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証（機械器具設置工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成16年度以降に現場技術者として、次に掲げるいずれかの完工実績又は実験実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
ア　道路トンネルの低濃度脱硝設備を完工した実績。なお、首都高速道路株式会社が発注した工事以外の工事を完工した実績とする場合は、低濃度脱硝設備として年間を通じて5,000時間以上の運用実績を有するものとする。
イ　実際の道路トンネル内交通から排出されたガス（以下「実ガス」という。）による年間を通じて5,000時間以上の実験実績（国土交通省が平成８年度から行った「道路トンネルに係る低濃度脱硝技術に関する新たなパイロットスケール実験」の実験実績でも可とする。）。
⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項をすべて満たしていること。
①　共同企業体すべての構成員が本工事に対する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　共同企業体すべての構成員が本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。
④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。
⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。
⑼　本工事と同一工種の首都高速道路株式会社の発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。
⑽　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が平成24年度及び平成25年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

３　技術提案等に関する事項
⑴　技術提案書及び工事費内訳書の作成　技術提案書の作成にあたっては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により作成すること。また、工事費内訳書の作成にあたっては当該技術提案書に対応したものとし、入札説明書に示す様式により作成すること。
⑵　技術提案書及び工事費内訳書の審査　本工事は、１次審査及び２次審査の２段階により、技術提案書及び工事費内訳書の審査を行う。
１次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた１次最終技術提案書及び工事費内訳書をもって２次審査を受ける技術提案者を選定する。２次審査時には、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、技術提案者は交渉を踏まえた最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出する。
⑶　工事費内訳書等の総額及び入札価格　詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。